別紙

2021 年度（課題別研修）「産業制御システムのサイバーセキュリティに係るインド太平洋地域向け演習」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は以下の業務について、参加意思確認書（様式 1）の提出を公募します。

標題研修は、近年電力システム（発電所、変電所等）などエネルギー分野を標的としたサイバー攻撃がインド太平洋地域でも増加してきており、早急な対策と官民連携した対応が求められていることを背景に、開発途上国の電力・ガス事業者、各国のCSIRTにおけるOT・ITのサイバーセキュリティ担当者や関連する政策を担当する政府機関担当者を対象とし、日本の専門家から最新の脅威動向、必要なセキュリティ対策と対応プロセスを紹介するほか、講師陣及び他国研修員との情報交換、人脈構築を通じて、自国のセキュリティ政策の立案・実施、取組みの強化等に必要な能力構築を行うことを目的として、実施するものです。

本業務の遂行にあたっては、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、経済産業省所管の政策実施機関として 2004 年に発足し、長年にわたり情報セキュリティ対策の強化や優れた IT 人材の育成に取り組んでおり、豊富な実績と専門性を兼ね備えています。特に、同機構内の産業サイバーセキュリティセンターでは、社会インフラを支える制御システムおよび企業のセキュリティレベル向上に特化した産業サイバーセキュリティ人材育成事業を実施しており、各業界のシステムを想定した模擬システムを使用した演習の他、実務者レベルのみならず責任者レベルを対象とした演習プログラムも提供しています。これに加えて、同センターのセキュリティリスク分析事業では、重要インフラ分野を対象とした制御システムのリスク分析実施と対策立案を支援するとともに、リスク分析手法やその活用の推進を行ってきた豊富な経験があります。

また、2018 年度より「自由で開かれたインド太平洋構想」のビジョンの下、経済産業主所管下で当該地域向けに実施してきた演習プログラム（Japan - US Industrial Control Systems Cybersecurity Week）においては、初年度よりその核となるハンズオン演習を中心的に担ってきた実績があり、開発途上国人材を対象とした産業サイバーセキュリティ人材育成の効果的な研修運営ノウハウを有

しています。さらには、昨年度よりオンラインでのハンズオン演習に必要なリモートアクセス環境を開発・整備し、円滑なオンライン研修を実現した実績があり、世界的な新型コロナウィルス感染拡大により国内外の渡航制限下においても、開発途上国人材への本演習プログラムを着実に実施・提供できる数少ない機関であるといえます。

このことから、以下の「２．応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

１．業務内容

（１）案件名　　2021 年度課題別研修「産業制御システムのサイバーセキュリティに係るインド太平洋地域向け演習」研修委託業務
（２）担当部署　JICA 東京　経済基盤開発・環境課
（３）案件内容　研修委託業務概要（別添）のとおり
（４）実施期間　2022 年 2 月上旬の 1 週間程度（予定）
（５）履行期間　2021 年 11 月上旬から 2022 年 3 月下旬まで（予定）

２．応募要件

（１）基本的要件

①公示日において、令和元・2・3 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。

②一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

③当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規定」（平成 20 年 10 月 1 日規定（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

⑤以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しよう

とする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 26 年 8 月 18 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者である。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（２）その他の要件

①本案件は、2021 年度単年度を対象とします。

②業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者及び関係機関と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。

③産業制御システムのサイバーセキュリティに関する技術研修実績を有し、研修員への指導・助言に必要な同分野の専門性を備えた人材を確保できること。

３．手続きのスケジュール

（１）参加意思確認書の提出（様式１・2）	提出期間	2021 年 9 月 22 日（水）17 時まで
	提出場所	JICA 東京　経済基盤開発・環境課
	提出書類	参加意思確認書、「２．応募要件」に求められる実績等を証明する資料（写し可）※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	郵送またはメール ※郵送（配達記録の残るものに限る）の場合は、提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
（２）審査結果の通知	発送日	2021 年 9 月 27 日（月）
	通知方法	郵送またはメール
（３）応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA 東京　経済基盤開発・環境課
	請求方法	郵送またはメール ※郵送（配達記録の残るものに限る）の場合は、提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2021 年 10 月 1 日（金）
	回答発送日	2021 年 10 月 6 日（水）
	回答方法	郵送またはメール
（４）提出場所・メールアドレス	〒151-0066　東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京　経済基盤開発・環境課　(担当：有働) 電話：03-3485-7652 メールアドレス： tictee@jica.go.jp / Udo.Atsuko@jica.go.jp	

※提出書類について

１）　参加意思確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット　等）

２）　令和元・2・3 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

３）　誓約書（様式 2）

【メール送信の際の留意点】

・ メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。

・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式1）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。

・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。

・ JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

４．その他

（１）提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
（２）参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
（３）提出された参加意思確認書等は返却しません。
（４）機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
（５）提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。
（６）審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記３（３）を参照ください。）
（７）公募の結果、応募要件を満たす者がない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
（８）予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
（９） 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
（１０）契約保証金：免除します。
（１１）契約書作成の要否：要
（１２）共同企業体の結成：認めません。
（１３）当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」（URL：http://www.jica.go.jp/announce/index.html）にて公開中です。

（１４） 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から１ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

以 上

別添

2021 年度課題別研修「産業制御システムのサイバーセキュリティに係るインド太平洋地域向け演習」 研修委託業務概要

１．研修コース概要

【コース名】

課題別研修「産業制御システムのサイバーセキュリティに係るインド太平洋地域向け演習」

【背景】

近年、電力システム（発電所、変電所等）などエネルギー分野を始めとする、いわゆる重要インフラ分野（※）を標的としたサイバー攻撃がインド太平洋地域でも増加してきている。サイバー攻撃がサイバー空間だけでなく、現実世界にも停電や事故、資金流出、通信障害など物理的な被害をもたらす可能性があることから、早急な対策と官民連携した対応が求められている。

本研修は、開発途上国の電力・ガス事業者、各国のCSIRTにおけるOT・ITのサイバーセキュリティ担当者や関連する政策を担当する政府機関担当者を対象に、日本の専門家から最新の脅威動向、必要なセキュリティ対策と対応プロセスを紹介するほか、講師陣及び他国研修員との情報交換、人脈構築を通じて、自国のセキュリティ政策の立案・実施、取組みの強化等に必要な能力構築を行うことを目的として、実施するものである。

なお、今年度については、引き続き世界的な新型コロナウィルス感染拡大の影響が続いていることから、遠隔研修を実施する予定である。

（※）重要インフラとは「他に代替することが著しく困難なサービスを提供する事業が形成する国民生活及び社会経済活動の基盤であり、その機能が停止、低下又は利用不可能な状態に陥った場合に（中略）国民生活又は社会経済活動に多大なる影響を及ぼすおそれが生じるもの」を指し、指定される分野は各国毎に異なる（NISC : National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity）。

【案件目標】

インド太平洋地域の重要インフラ分野（特にエネルギー）を、悪意あるサイバー攻撃から守るために必要なセキュリティ政策の立案・策定と、セキュリティシステムの構築、インシデント対応ができるようにするために、これらの国々の機関への能力構築を行う。

【研修で達成される成果】

(1) エネルギーインフラ（特に制御システム）をサイバー攻撃から守るために必要なサイバーセキュリティ政策（規制・ガイドライン）策定のための知識や、オペレーションに必要な具体的対策（システム構築の考え方やリスクアセスの仕方など）を習得できる。

(2) 上記政策策定に必要な、最新の脅威動向、インシデント対応事例について、日本・インド太平洋諸国で共有できる。

(3) ハンズオンを通じた、インシデント対応の実務的な訓練と対応プロセスの習得

上記(1)～(3)を通じて、研修後に、自国及び自社のセキュリティ対策・対応の見直し・改善にむけた具体的な提案ができ、悪意あるサイバー攻撃から重要資産を守る為の能力が向上する。

【実施期間】（予定）

研修期間：2022 年 2 月上旬の 1 週間程度（予定）

【人数】（予定）

4 名（＋国別上乗せの可能性あり）

【研修対象国】（予定）

マレーシア、ミャンマー、モンゴル、インド

【対象研修員】

（１）各国のエネルギー・インフラのサイバーセキュリティに関係する政策を担当する者、重要インフラのオペレーションを担う者、National CSIRT における重要インフラのサイバーセキュリティを担当する者

（２）政府機関においてサイバーセキュリティ政策・立案の主導的な役割を担う立場の者、または電力・ガス事業者においてインシデント対策を主導的に担う立場の者

【使用言語】

英語

【研修概要】

（１）事前活動

・研修員によるインセプションレポート作成（参加国・事業者の課題や対策、体制等）

（２） 技術研修

・研修員によるインセプションレポート発表・ディスカッション
・産業用制御システム（ICS：Industrial Control System）のセキュリティを、IT におけるセキュリティとの差を認識しながら習得する為のハンズオントレーニング
① ICSにおけるサイバーセキュリティリスクの概要理解、脆弱性攻撃デモ
② ネットワーク探索・マッピング
③ Metasploitを利用した脆弱性攻撃
④ ネットワーク防御、発見、対応　等

２．業務の範囲及び内容

(1)研修実施全般に関する事項
① 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定含む）
④ 研修員選考への協力
⑤ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
⑥ 研修監理員との調整・確認
⑦ プログラムオリエンテーションの実施への協力
⑧ 遠隔研修の運営管理とモニタリング（インターネットを活用した双方型コミュニケーションの検討）
⑨ 映像コンテンツの作成・調整（必要に応じ）
⑩ 研修員の技術レベルの把握
⑪ 各種発表会の実施への協力
⑫ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
⑬ 研修員からの技術的質問への対応
⑭ 評価会への出席、実施補佐
⑮ 閉講式への出席、実施補佐
⑯ 反省会への出席
⑰ 講義、視察の評価

(2)講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項
① 講師の選定・確保
② 講師への講義依頼文書の発出
③ 講義室及び使用資機材の確認
④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認(著作権処理を含む)
⑤ 講義実施時の講師への対応
⑥ 講師謝金の支払い
⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い

⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

⑶視察の実施に関する事項

① 視察先の選定・確保
② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
③ 視察謝金等の支払い
④ 視察先への礼状の作成と送付

⑷事後整理

① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成
② 経費精算報告書作成
③ 資材資料返却

３．本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各１部、技術研修終了後速やかに（契約書記載の期限まで）に提出する。

（注）本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更される可能性もあります。

様式 1

2021年　　月　　日

参加意思確認書

独立行政法人　国際協力機構
東京センター　契約担当役
　所長　田中　泉　　殿

提出者　（法人番号）
（所在地）
（貴社名）
（代表者役職氏名）

2021年度課題別研修「産業制御システムのサイバーセキュリティに係るインド太平洋地域向け演習」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

１　組織概要
※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

２　応募要件に関する記述
※　公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。
※　サイズ：Ａ４版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

様式 2

提出日：　2021 年　　月　　日

誓　約　書

独立行政法人　国際協力機構
東京センター
契約担当役　殿

2021年度課題別研修「産業制御システムのサイバーセキュリティに係るインド太平洋地域向け演習」の実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に、記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住　　所
法　人　名
法 人 番 号
役　職　名
代 表 者 氏 名　　役職印

１　反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

ア．競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ．役員等が暴力団員による不当な行為の防止等関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ．反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ．競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ．競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ．競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ．競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク．その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23 年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

２　個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア．個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
イ．個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
ウ．個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
エ．個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
・ 個人番号利用事務実施者
・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第１条第１項に定義される金融分野）の事業者
・ 個人情報取扱事業者

以　上